

第7号議案

豊後大野市国民健康保険条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、条例改正の必要がある
ので、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 市が行う国民健康保険の事務

第 1 条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「豊後大野市国民健康保険運営協議会」を「豊後大野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康保険運営協議会委員の項を次のように改める。

国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	日額	4,600 円
----------------------	----	---------